

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成27年度)

自治体 種類	合計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛媛県	100	70	20	35	2	0	0	0	13	30
松山市	229	226	71	35	0	83	5	0	32	3
今治市	38	30	2	5	0	8	2	0	13	8
宇和島市	36	36	0	0	0	12	0	0	24	0
八幡浜市	15	9	2	0	0	4	0	0	3	6
新居浜市	120	110	76	15	0	12	0	0	7	10
西条市	61	18	0	6	0	6	1	0	5	43
大洲市	15	15	0	0	0	0	0	0	15	0
伊予市	14	10	0	3	0	2	0	0	5	4
四国中央市	60	60	30	10	0	15	0	0	5	0
西予市	7	7	0	0	0	1	1	0	5	0
東温市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	595	521	181	74	0	143	9	0	114	74
上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町	50	17	7	2	0	7	0	0	1	33
砥部町	49	7	0	0	0	5	0	0	2	42
内子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	99	24	7	2	0	12	0	0	3	75
合 計	794	615	208	111	2	155	9	0	130	179

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	24	25	26
合 計	979	932	926
農 業	37	52	17
林 業	7	2	1
漁 業	1	3	2
鉱 業	1	1	1
建 設 業	137	117	110
製 造 業	97	101	89
電気・ガス・熱供給業・水道業	4	6	6
情 報 通 信 業	2	1	-
運 輸 業	17	15	11
卸 売 ・ 小 売 業	19	19	15
金 融 ・ 保 険 業	1	-	-
不動産業	4	12	5
飲食店、宿泊業	22	24	20
医療、福祉	7	8	5
教育、学習支援業	3	4	2
複合サービス事業	3	4	2
サービス業（他に分類されないもの）	69	72	71
公務（他に分類されないもの）	3	5	4
分類不能の産業	17	11	21
会社・事業所以外	528	475	544
個人	361	316	384
その他	49	49	55
不明	118	110	105

発生源	年 度		
	24	25	26
合 計	979	932	926
焼 却 施 設	18	29	38
産 業 用 機 械 作 動	69	55	48
産 業 排 水	34	42	29
流 出 ・ 漏 洩	48	62	48
工 事 ・ 建 設 作 業	61	61	76
飲 食 店 営 業	11	15	10
カ ラ オ ケ	3	5	3
移動発生源(自動車運行)	12	8	5
移動発生源(鉄道運行)	-	-	1
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	88	70	58
家 庭 生 活 (機 器)	6	5	9
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	12	9	14
家 庭 生 活 (そ の 他)	35	45	40
焼 却 (野 焼 き)	321	276	281
自 然 系	61	102	99
そ の 他	140	88	110
不 明	60	60	57

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980 k N以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941 k N以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980 k N以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			